

函館市公印規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年6月24日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第47号

函館市公印規則の一部を改正する規則

函館市公印規則（昭和38年函館市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 2の表整理番号5の3の項および整理番号5の4の項中「社会福祉法人利用者負担軽減確認証」を「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」に改め、同表整理番号15の3の項および整理番号15の4の項中「社会福祉法人利用者負担軽減対象確認通知書」を「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認通知書」に改める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。